

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格における使用可能な添加物

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
(制定 平成8年3月28日農林水産省告示第388号)

にんじんミックスジュースの規格 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

香辛料抽出物及び天然香料以外のものを使用していないこと。

2026.8.20更新

※ 上記以外の添加物の使用を希望する場合は、一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会に申し出をする事。
申し出があった添加物に関しては、一般社団法人全国トマト工業会が農林水産省等と協議の上、適当と認められた場合は上記の表の改正を行う。